

〔兵範記〕仁平四年五月四日丙辰、新造寢殿菖蒲、無禁忌之由、舊記等有所見之故也。

〔山槐記〕仁安二年五月四日辛丑、藏人右衛門權佐經房示送曰、執聾所、三ヶ年不菖蒲之由、有巷說如何者、答不知之由了、不憚事歟、是越後守時實爲聾、仍相尋歟、法住寺殿菖蒲、去年十二月御移徒也、新屋三ヶ年不菖之由、有閭巷訛言、仍所記也、不憚事也、

〔玉海〕養和二年○壽永五月五日甲寅、喪家所之外、雖重喪家菖蒲也、

○按ズルニ、喪中菖蒲ヲ菖クヤ否ヤノ事ハ、禮式部服忌篇喪中雜制ノ條ニ載セタリ、

〔拾遺和歌集〕屏風に

昨日までよそにおもひしあやめ草けふわがやどのつまと見るかな

題玄らず

けふみれば玉のうでなもなかりけりあやめの草のいほりのみして

よみ人玄らず

〔續世繼數島の打聞〕陸奥守橋爲仲と申、かのくに、まかりくだりて、五月四日、たちに廳官とかいふもの、としおいたるいできて、あやめふかするを見ければ、れいの菖蒲にはあらぬくさをふきけるを見て、今日はあやめをこそふく日にてあるに、これはいかなるものをふくぞと、とはせければ、つたへうけ給はるは、このくに、は、むかし五月とて、あやめふくことも知り侍ざりけるに、中將實方藤原のみたちの御とき、けふはあやめふくものをいかにさることもなきにかとのたまはせければ、國例にさる事侍らずと申けるを、さみだれのころなど、のきの玄づくもあやめにありてこそ、いますこし見るにも、心すむことなれば、はやふけとのたまひけれど、このくにはおび侍らぬなりと申ければ、さりとてもいかゞ日○日字なくてはあらん、あさかのぬまのはなかつみといふもの有、それをふけとのたまひけるより、こもと申ものをなんふき侍るとぞ、むさしの入道隆資と申はかたり侍ける、もし玄からば引くてもたゆくながきねといふうた、